

あなたの被災家屋を解体する前に

解体せず、修繕して
住みなおせるかも…

民泊などに使いたい
事業者がいるかも…



まずは専門家による調査を頼んでみませんか？

すでに公費解体を申請した建物でも、「申請済」の状態を保ちながら解体工事の
手続きを当面の間停止する『解体の留保』をすることができます。
この調査をした上で、解体申請を取り下げるか、そのまま解体するかを選べます。
『解体の留保』について、お気軽に市町の公費解体窓口にお問合せください。

相談・調査ともに無料です お気軽にご相談ください！

＜相談・調査の流れ＞

ワンストップで対応します

所有者に
積極的に声かけ

建築士などが外観等の
現地調査を行っており、
所有者にお声がけする
ことがあります

所有者から
窓口に相談

家屋を
内部調査

所有者と
方針を検討

民間活用事業者
に紹介

自分が修繕
して住む

他者が修繕
して使う

解体撤去する

相談窓口（予約不要 毎週 月/火/木/金/土 10時～17時）

対面
でも

金沢市南新保町へ32-1（全国古民家再生協会石川第一支部内）

電話
でも

☎ 076-234-3061
☎ 080-8995-0342

LINE
でも



メール
でも

kominka.ishikawa@gmail.com

珠洲での出張相談窓口（予約不要 10時～17時）

の日に出張相談を
実施しています
（珠洲市産業センター1F）

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



石川県、能登復興建築人会議、全国古民家再生協会